

# A面 令和7年度米沢市特定教育・保育施設等保育料

参考

【1号認定】 2・3号認定は裏のB面をご覧ください。

※令和8年度版はまだ確定していませんので、参考までにご覧ください。 令和7年4月1日から

児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額） 単位：円 満3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
B	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等 ※2)	0	0	0
	市民税所得割非課税世帯 (上記以外の世帯)	0	0	0
市民税所得割課税世帯				
D1	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (ひとり親世帯等 ※2)	0	0	0 D1階層 77,100円以下 まで 生計を一にする 最も年長の子 どもから数えて 3番目以降の場 合に適用
	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (上記以外の世帯)	0	0	
D2	77,101円以上～ 211,200円以下	0	0	0 D2階層 77,101円以上 から 生計を一にする 最も年長の子 どもから数えて 3番目以降の場 合に適用
D3	211,201円以上	0	0	

＜備考＞

- ・児童の属する世帯の階層区分は、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税所得割額の合計額によります。毎年9月が切り替え時期となり、令和7年4月から令和7年8月までは令和6年度の税額で、令和7年9月から令和8年3月までは令和7年度の税額で算定します。なお、税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- ・保育料とは別に、通園バス代、施設整備費、給食代等、各施設で設定する費用があります。
- ・上表の      部分は副食費が免除される範囲です。

※1 第2子・第3子の該当

所得割額 77,100円を基準に数え方が異なります。

【77,100円以下の世帯】

生計を一にする最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【77,101円以上の世帯】

第2子 世帯の小学校3年生までの子どもから数えて2番目になる子ども

(就学前のお子さんの場合は次の施設等を利用する子どもに限ります)

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設、

特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

第3子 生計を一にする最も年長の子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

- ・ひとり親世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

# B面 令和7年度米沢市特定教育・保育施設等保育料

【2・3号認定】1号認定は裏のA面をご覧ください。

参考

※令和8年度版はまだ確定しておりませんので、参考までにご覧ください。

令和7年4月1日から

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位:円 上段は【標準時間】、下段の( )内は【短時間】の金額です。					
		3歳未満			3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1	第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1
A	生活保護世帯	標準時間 0	標準時間 0	標準時間 0	標準時間 0	標準時間 0	標準時間 0
		短時間 (0)	短時間 (0)	短時間 (0)	短時間 (0)	短時間 (0)	短時間 (0)
B	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等※2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市民税課税世帯							
C	市民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等※2)	7,250 (7,000) 2,750 (2,500)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市民税所得割課税額 48,600円未満 (上記以外の世帯)	45,500 (45,000) 5,750 (5,350)	7,750 (7,500) 2,870 (2,670)	57,700 円未満まで 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用	0 (0)	0 (0)	0 (0)
D1	48,600円以上 ~ 75,000円未満 (ひとり親世帯等※2)	9,000 (9,000) 4,500 (4,500)	0 (0)	57,700 円未満まで 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用	0 (0)	0 (0)	0 (0) D1階層 57,700 円未満まで 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用
	48,600円以上 ~ 57,700円未満 (上記以外の世帯)	24,000 (20,400) 6,000 (5,600)	40,500 (40,200) 3,000 (2,800)		0 (0)	0 (0)	
	57,700円以上 ~ 75,000円未満 (上記以外の世帯)	24,000 (20,400) 6,000 (5,600)	40,500 (40,200) 3,000 (2,800)		0 (0)	0 (0)	
D2-1	75,000円以上 ~ 77,100円以下 (ひとり親世帯等※2)	9,000 (9,000) 4,500 (4,500)	0 (0)	0 (0) D1階層 57,700 円以上から 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用	0 (0)	0 (0)	0 (0) D1階層 57,700 円以上から 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用
D2-2	75,000円以上 ~ 77,100円以下 (上記以外の世帯)	26,000 (26,200) 11,000 (10,400)	43,000 (42,600) 5,500 (5,200)		0 (0)	0 (0)	
	77,101円以上 ~ 97,000円未満				0 (0)	0 (0)	
D3	97,000円以上 ~ 130,000円未満	35,000 (34,000) 23,870 (23,020)	47,500 (47,000) 11,930 (11,510)	0 (0) D1階層 57,700 円以上から 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用	0 (0)	0 (0)	0 (0) D1階層 57,700 円以上から 生計を一にする最も 年長の子どもから数えて 3番目以降の場合に 適用
D4	130,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500 (38,300) 28,370 (27,320)	49,750 (49,450) 14,180 (13,660)		0 (0)	0 (0)	
D5	169,000円以上 ~ 265,000円未満	47,500 (46,100)	23,750 (23,050)		0 (0)	0 (0)	
D6	265,000円以上 ~ 301,000円未満	49,000 (47,500)	24,500 (23,750)		0 (0)	0 (0)	
D7	301,000円以上 ~ 397,000円未満	56,000 (54,300)	28,000 (27,150)		0 (0)	0 (0)	
D8	397,000円以上	58,000 (56,300)	29,000 (28,150)		0 (0)	0 (0)	

＜備考＞

- 児童の属する世帯の階層区分は、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村市民税所得割額の合計額により、毎年9月が切り替え時期となり、令和7年4月から令和7年8月までは令和6年度の税額で、令和7年9月から令和8年3月までは令和7年度の税額で算定します。なお、税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- 満3歳を迎えると、年度途中で3号から2号認定に切り替わりますが、保育料は3歳未満の区分を適用します。
- 上表の      部分は副食費が免除される範囲です。
- C~D4の保育料は、軽減後の金額です（山形県の事業です。令和8年度以降の実施については未定です。）

※1 第2子・第3子の該当

所得割額57,700円（ひとり親世帯等は77,100円以下）を基準に数え方が異なります。

【57,700円未満（ひとり親世帯等※2は77,100円以下）の世帯】

生計を一にする最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【57,700円以上（ひとり親世帯等※2は77,101円以上）の世帯】

第2子 世帯の次の施設等を利用する子どもの最も年長の子から数えて2番目になる子ども

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、

児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

第3子 生計を一にする最も年長の子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

- ひとり親世帯 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯
- 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯